

栃木県看護協会における 研修会実施に係る感染予防対策について

研修実施にあたり、感染予防対策を下記のように定める。

1. 感染対策について

- 1) 換気の為に研修中は廊下側のドアを開放しておく。
- 2) 基本マスクを着用する。フェイスシールド等各自持参しても良い。
- 3) 昼食は対面で会話しながら食べることは避ける。

2. 体調管理

- 1) 研修センターに入館する者は、非接触性電子体温計で測定を行う。
- 2) 体温 37.5℃以上の場合、感染症が疑われる症状がある場合は研修への参加を控えていただく。

3. 衛生管理について

- 1) アルコール手指消毒を設置し、研修室に入る前に、手洗いまたはアルコール手指消毒を行う。
- 2) 研修開始前・昼食前後は、机等をアルコールで清拭する。

令和5年5月8日より変更とする

令和8年3月一部変更